

新潟市社会福祉法人等の指導監査結果の公開に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が実施する新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第2条に規定する法人及び施設等、新潟市介護保険施設等指導要綱第1条に規定するサービス事業者等、新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱第1条に規定する障がい福祉サービス事業者等、新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱第2条に規定する対象となる施設及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱第1条に規定する特定教育・保育施設等（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査結果（以下「監査結果」という。）の公開について、新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第14条、新潟市介護保険施設等指導要綱第6条、新潟市指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要綱第7条、新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱第14条及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱第6条に基づき必要な事項を定める。

(公開の目的)

第2条 新潟市が実施する社会福祉法人等に対する監査結果を広く公開することにより、社会福祉法人等の事業運営の一層の透明化を図り、併せて提供されるサービスの質の向上を促すとともに、福祉サービスを利用しようとする者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する情報は、指導監査に際し取得した次の情報とする。

- (1) 社会福祉法人等の名称及び施設種別
- (2) 指導監査実施年月日
- (3) 監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容
- (4) 前号の改善状況
- (5) その他必要と認められる事項

(公開の時期及び期間)

第4条 公開の時期及び期間は次のとおりとする。

- (1) 監査結果の公開は、指導監査実施年度の翌年度9月末までに行う。
- (2) 公開の期間は、(1)による公開開始の日から2年間とする。

(公開の方法)

第5条 公開は、新潟市ホームページへの掲載により行う。

(公開することの周知)

第6条 指導監査及び指導を実施するに当たっては、結果について公開する旨を、実施通知に明記するものとする。また、指導監査及び指導の結果を通知するときは、当該通知の結果について公開する旨を明記するものとする。

(個人情報の保護等)

第7条 情報の公開に当たっては、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条第2号に規定する情報（個人情報）は削除する。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

(施行時期)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。